

## 令和4年度貸付金管理システム再構築事業委託業務 仕様書（案）

この業務仕様書は、長野県（以下「委託者」という。）が行う令和4年度貸付金管理システム再構築事業の業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

### 1 業務名

令和4年度貸付金管理システム再構築事業委託業務

### 2 業務等の目的

金融支援業務の実施において必要不可欠なツールとなっている本システムを継続的に使用するため、度重なる改修等により不明瞭となっているシステムの仕様を明らかにするとともに、システムが稼働している基盤の更新に伴い、次期基盤（第三次仮想化統合基盤）への移行を行う。

### 3 業務等の実施場所

経営・創業支援課

デジタルインフラ整備室

その他県が指定する場所

### 4 業務等の実施期間

契約日から令和5年3月31日までとする。

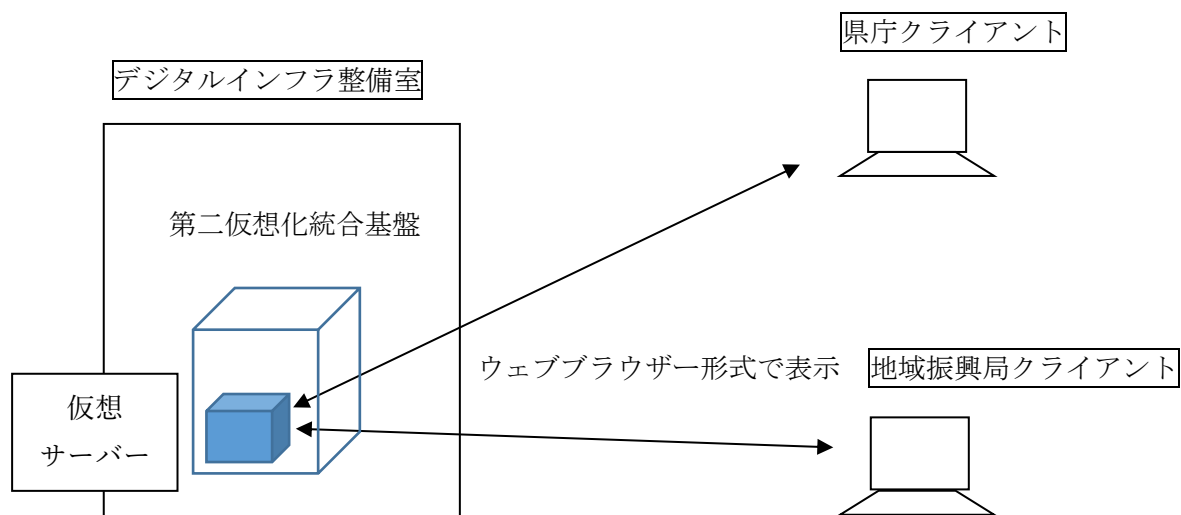
### 5 現状のシステム概要

#### （1）ソフトウェア構成

	ソフトウェア名称	備考
貸付金サーバ OS	Windows Server 2012 R2	マイクロソフトサポート期限:令和5年10月 ライセンス及びセキュリティ対策ソフトは 県で取得済み。
貸付金 AD サーバ OS	Windows Server 2012 R2	同上
データベース	Oracle 12c	ライセンスは県で取得済み。
XenApp	XenApp 7.15	
RDS CAL	Windows Server 2012 RDS	21 ユーザ CAL

## (2) 使用環境

- ・産業労働部経営・創業支援課、各地域振興局商工観光課に設置されている端末より業務担当者が使用している。
- ・データベースに格納されているデータを、ウェブブラウザ形式により各クライアントの画面に反映させている。

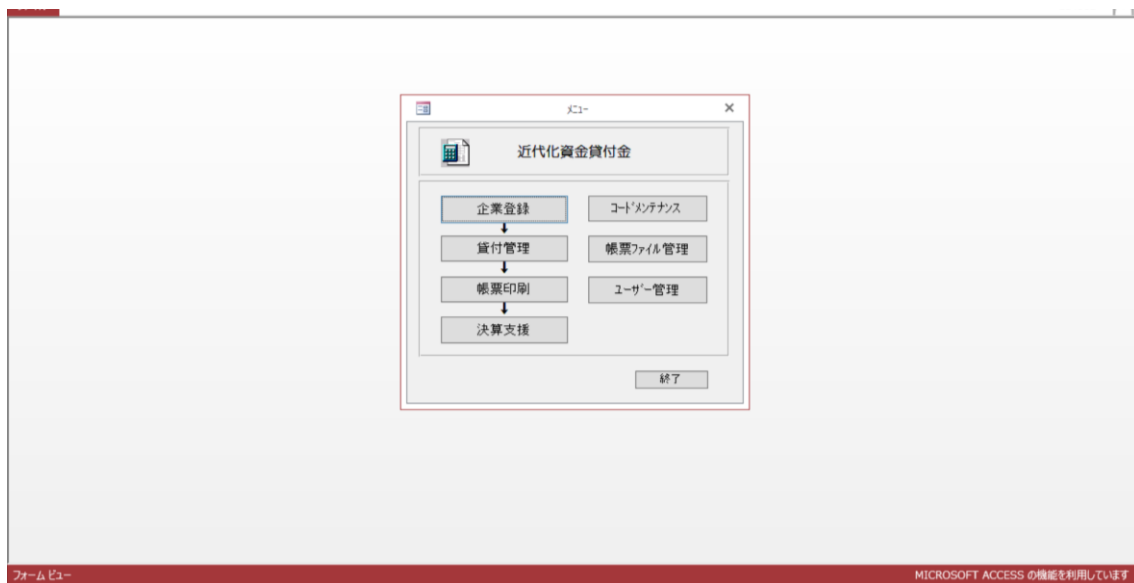


## (3) 各システム画面展開

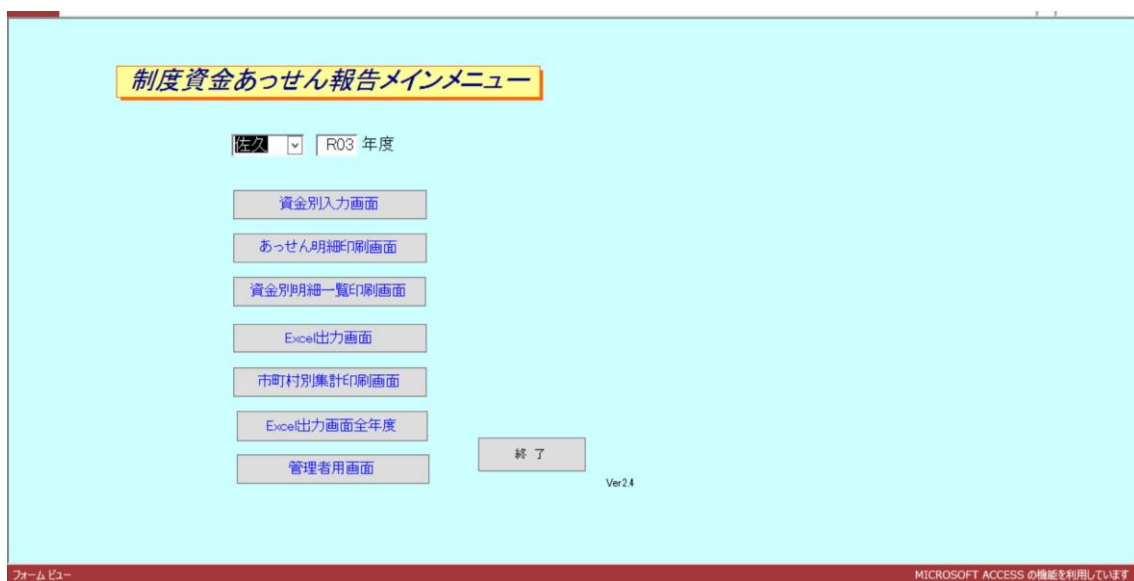
### ア 高度化システム



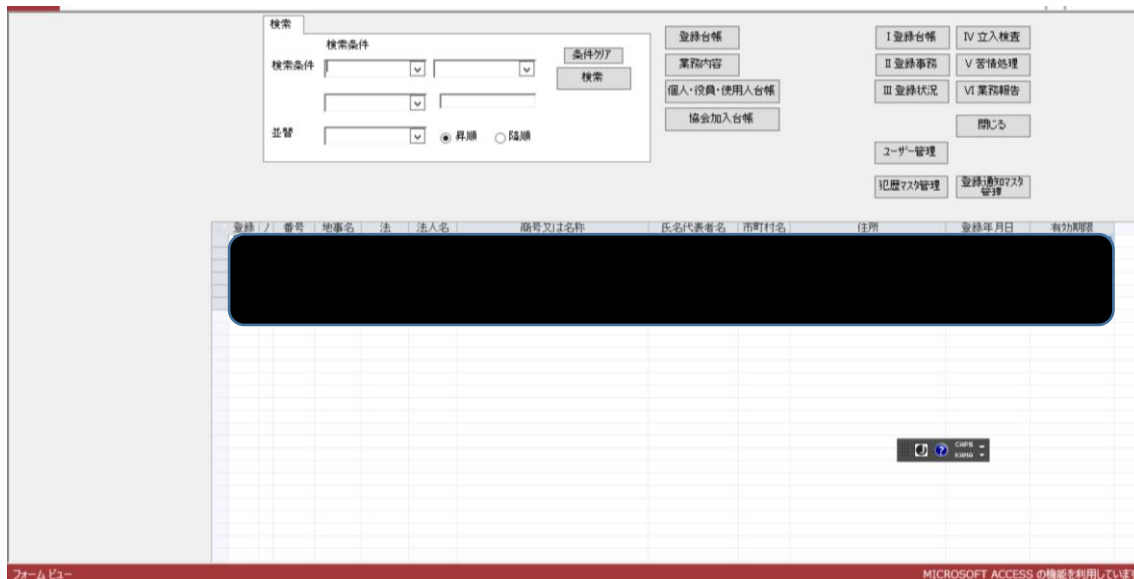
## イ 近代化システム



## ウ あっせんシステム



## エ 貸金業台帳システム



### 6 業務等の内容

#### (1) システムの解析及び仕様書作成業務

現行システムのプログラムやデータベースの構造を解析し、その結果に基づき仕様書を作成すること。仕様書は、システムの操作方法が明確かつ分かりやすく記載され、システムの使用や保守管理\*において依拠できる有効なものを作成すること。

\*：データフロー、処理フロー、画面設計情報など、本システムのメンテナンスおよび再開発に必要十分なものであること。

#### (2) システム再構築業務

- ・第三次仮想化統合基盤（以下「第三統合基盤」という。）に搭載される OS（Microsoft Windows Server 2019 又は 2022）、DBMS（Oracle Database Standard Edition 2）に対応すること。なお、サーバ OS、データベース及びウイルス対策ソフト（Windows 版のみ）のライセンスは県で調達・提供するため、本件での個別の調達は不要である。その他の必要なソフトウェアは受託者が調達すること。

- ・第三統合基盤上で本システムを稼働させるための OS、各種ソフトウェア及びデータベースのセットアップを行うこと。

- ・現行システムに蓄積されたデータを確実に取り込み、第三統合基盤へ移行すること。

- ・使用者の端末は令和 4 年 7 月以降、VDI（VMware Horizon）上の Windows 10 環境となる。当該環境を前提としたインストール手順書を提供（仕様書への記載）すること。

- ・使用者側の Web ブラウザは Microsoft Edge（chrome ベース）に対応すること。

#### (3) 業務スケジュール

本業務のスケジュールについて、受託事業者の提案する内容に基づき、協議の上決定するものとする。なお、現時点で想定するスケジュールは下記のとおりだが、業務の進捗等

により変更の可能性がある。

システム解析、仕様書の検討：契約日～令和4年10月（予定）

システム再構築、テスト等：令和4年10月～令和5年2月（予定）

第三統合基盤への移行、システム本稼働：令和5年2月～3月（予定）

## 7 納品物（成果品）

- ・納品物一覧
- ・システムの仕様書（上記6で作成するもの）
- ・構築及び移行済みシステム
- ・構築したシステムの設計書、パラメーターシートなど
- ・本件で調達したソフトウェアなどのライセンスシート他
- ・試験計画書及び試験結果報告書
- ・移行計画書

## 8 業務等の実施体制

以下に示す役割を、それぞれ責任をもって行うものとする。

### （1）委託者の役割

- ・委託者が所有する既存システムの情報提供と受託者の調査に対する協力
- ・本業務の進捗管理
- ・作成された仕様書の評価
- ・第三統合基盤で稼働する新システムの検証
- ・第三統合基盤構築事業者との調整
- ・必要な会議の開催と議事録の作成

### （2）受託者の役割

- ・現行システムの解析
- ・システムの仕様書の作成
- ・アプリケーション及び動作環境の設計・開発・構築と動作確認
- ・第三統合基盤への移行
- ・障害を検知した場合の復旧作業
- ・操作教育および質問対応

## 9 予算執行者への報告に関する事項

### （1）事業実施計画書

業務委託契約締結時に、事業実施計画書及び実施体制表（任意様式）を委託者に提出すること。なお、事業実施計画書に変更が生じた場合は、その内容について変更後事業実施計画書を添え、委託者と協議すること。

(2) 業務完了報告書

受託者は、契約書に定める業務完了報告書に成果品を添え、委託者に提出すること。

10 対象経費

(1) 本業務の対象となる経費

- ア 人件費
- イ 成果品の製作にかかる経費
- ウ システムの稼働に必要なソフトウェア及びアプリケーションのライセンス料
- エ 一般管理費

(2) 本業務の対象とならない経費

- ア 機械・機器等の購入費
- イ 国や地方自治体等の補助金、委託費等により既に支弁されている経費
- ウ 飲食にかかる経費
- エ その他、本業務との関連が認められない経費

(3) この他、委託料に関する事項は契約書において定める。

11 著作権等の取扱い

本業務における成果品の所有権や著作権は、原則として委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）は、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとする。

12 情報の保護・管理等

(1) 受託者は、本業務の実施にあたり、「長野県情報セキュリティポリシー」、「個人情報保護法」及び「長野県個人情報保護条例」を遵守すること。

(2) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。

(3) 受託者は、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じさせないこと。

(4) 受託者は成果品（本業務の履行過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

13 提供物の管理

受託者は県から提供される全ての提供物を本委託業務の実施中、善良な管理者の注意

をもって管理し、本委託業務への利用以外の目的で使用しないものとする。また、本委託業務終了後は速やかに県に返却し、電子データは消却するものとする。

#### 14 その他

- (1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。
- (2) 受託者は、本仕様書に記載のない事項については委託者の指示に従うこと。
- (3) 委託料及び履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (4) 受託者は、本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。
- (5) 業務の実施にあたり、ハードウェアの設置場所等に入室する必要がある場合は、委託者の指示を受けること。また、業務の遂行上、既存の情報通信基盤（県行政情報ネットワーク、共通事務端末等）を使用する必要がある場合についても同様とすること。
- (6) 事業実施のために必要な資料等がある場合は、委託者と協議すること。